青教ス第１４号
令和５年４月３日

各市町村教育委員会教育長　殿

青森県教育委員会教育長
（公印省略）

幼児・児童生徒の安全指導及び学校（園）の安全管理について（通知）

日頃から、幼児・児童生徒の安全指導及び学校（園）における安全管理については、特段の御尽力をいただいているところです。

さて、新年度を迎え、新入学児童生徒等にとって、不慣れな道路での通学や新しい環境での生活が始まりますが、子どもが巻き込まれる事故や事件、自然災害などの不測の事態に備え、学校では、安全管理及び安全教育の充実を図る必要があります。

つきましては、「安全指導及び安全管理に関する留意事項」を別紙のとおりまとめましたので、貴管下の学校（園）に周知いただくとともに、各校において地域の実情等に応じて「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」の見直しを行うなど、学校における安全管理及び安全教育の充実に御協力くださるようお願いします。

青教ス第１４号
令和５年４月３日

各県立学校長　殿

教　育　長
（公印省略）

幼児・児童生徒の安全指導及び学校の安全管理について（通知）

日頃から、幼児・児童生徒の安全指導及び学校の安全管理については、特段の御尽力をいただいているところです。

さて、新年度を迎え、新入学児童生徒等にとって、不慣れな道路での通学や新しい環境での生活が始まりますが、子どもが巻き込まれる事故や事件、自然災害などの不測の事態に備え、学校では、安全管理及び安全教育の充実を図る必要があります。

ついては、「安全指導及び安全管理に関する留意事項」を別紙のとおりまとめましたので、貴校職員等に周知するとともに、地域の実情等に応じた学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを図るなど、学校における安全管理及び安全教育の充実に御協力願います。

別　紙

「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省　平成３１年３月改訂）参照

# 安全指導及び安全管理に関する留意事項

## 1　学校における安全管理の考え方

学校における安全管理の意義は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去することである。また、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

また、安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、学校における安全が確保できるため、学校安全計画及び危機管理マニュアル作成時には、安全管理と安全教育を年間計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

## 2　事故等の未然防止のための安全管理

事前の安全管理には、「事故等の未然防止」と「事故発生後の的確な対処への備え」の両面がある。

### １　学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、「安全点検の実施」と「改善措置」がある。

（１）安全点検の種類と対象

安全点検には、①定期点検、②臨時点検、③日常点検がある。安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態であるわけではなく、季節、時間及び自然災害等により変化するものであるため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。

**学校保健安全法施行規則**

**（安全点検）**

**第２８条　法第２７条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期１回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。**

**２　学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。**

○校舎内等の安全管理

| 対　象 |
|---|
| 教室・保育室 |
| 廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段 |
| 便所、水飲み場 |

| |
|---|
| 屋上、バルコニー |
| 学校給食の調理室 |
| 特別教室など |
| 体育館、遊戯室 |

表に示した対象は、児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意すること。また、寮や寄宿舎も校舎等に準じて行うこと。

○校舎外等の安全管理

| 対　象 |
|---|
| 校舎・園舎の外壁 |
| 校地、園庭、運動場 |
| 遊具、体育等の固定施設・移動施設 |
| 運動用具等の倉庫 |
| プール |
| 足洗い場 |
| 農場、飼育場 |

外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意すること。

なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要である。

（２）改善措置

学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。

**学校保健安全法**

**（学校環境の安全の確保）**

**第２８条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。**

（３）不審者侵入防止の観点からの安全管理

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という３段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要がある。

また、学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声掛けや名札等による識別、教職員等による校舎内外の巡回等について検討し、必要な対策を実施する。

（４）自然災害等の発生に備えた安全管理

火災や地震などの災害発生時の「避難に関する事項」及び地震発生時の「施設や器具等の転倒・落下防止に関する事項」が考えられる。

また、学校が所在する市町村の地域防災計画との関連を図り、学校施設が地域の指定避難所に指定されている場合の対応等についても十分に協議・検討し、対策を講じておく必要がある。

**※避難訓練について**

危険等発生時における教職員の役割、避難場所、避難経路等を危機管理マニュアルに記載し、安全に避難できるよう事前に備えること。

なお、県立学校における避難訓練の実施回数については、「避難訓練は年３回以上実施するよう計画するとともに、訓練の計画及び実施に当たっては、消防法等の災害関連法令を遵守すること。」としている（令和３年１月１４日付け青教ス第９９０号通知）。

## ２　学校生活の安全管理

学校生活の安全のためには、施設・設備、器具・用具等の学校環境自体の安全が前提となる。以下では、学校生活ごとに安全管理の観点を示すが、対象や項目の設定には、学校種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要があることから、例示に限定することなく、適宜、追加・変更等を行うことが望ましい。

①　休み時間

児童生徒等は解放感から、不注意な行動や危険な行動をとる場合があり、事故の発生も多くなるため、それぞれの活動等の特徴に応じて安全点検を行い、必要な措置を講じること。

| 対　象 |
|---|
| 校舎内での活動 |
| 運動場・園庭、体育館等での活動全般 |
| 運動場・園庭、体育館等での固定施設・移動施設の利用 |
| 粗暴な行動 |

②　各教科等の学習時間

各教科の学習時（特に、実験・実習・実技）においても事故の発生が考えられるため、学習前から心身状態等の把握に努めること。また、特別な配慮を要する児童生徒等に対しては、個別に対応すること。

| 対　象 |
|---|
| 始業前、学習前 |
| 施設・用具などの使用 |
| 個別的配慮 |

③　特別活動（クラブ活動等、学校行事）の活動時

これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたることから、多様な状況に応じた安全管理が必要となる。

【安全管理の共通した観点】

・参加する人員は完全に確認されているか。

・異なる学年の児童生徒等による共通の活動では、無理や危険な状況がないか。
・場所、時刻、時間等に無理や危険な設定がないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
・参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
・活動をしている者同士の間に危険はないか。

| 対　象 |
|---|
| 一般的安全管理 |
| 状況に応じた安全管理 |

④　学校給食の時間

アレルギー疾患の児童等の有無にかかわらず、全ての学校でアレルギー疾患の理解及び危機発生時の対応を事前に整えておく必要がある。特に、食物アレルギーへの対応については、各学校の対応マニュアルに記載された取組について確認が必要である。

| 対　象 |
|---|
| 準備時 |
| 調理室からの受け渡し時 |
| 運搬時 |
| 配膳時 |
| 食事時 |

⑤　清掃活動等作業時

作業活動時においても、用具の扱い方や危険な行動などが原因で事故が発生することがあるため、安全管理に当たる必要がある。

| 対　象 |
|---|
| 作業者の行動など |
| 場や周囲との関連 |

## ３　通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理が主な対象となる。

また、通学の安全管理については、交通安全の観点だけでなく、犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

なお、通学の安全確保には児童生徒等の行動が大きく関わるので、児童生徒等の行動の自己管理が重要である。したがって、安全管理だけでなく安全教育が不可欠であり、互いに密接に関連付けるべきである。

### （１）通学路の設定と安全確保

交通安全、生活安全、災害安全の３観点について考慮し、関係者等と議論するなどして可能な限り安全な通学路を設定すること。また、教職員や保護者は、必要に応じ

て教育委員会、警察、道路管理者や地域の関係者等との連携体制を構築して、定期的に通学路を点検し、児童生徒等が一人になる区間や危険箇所があれば、それぞれの立場で対応することが必要である。

（２）安全な通学方法の策定・実施

通学の安全を確保するためには、通学路の設定の他に、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点や災害時の安全確保の視点から、適切な安全管理の下に通学するようにする。その際、特に次の事項に配慮する必要がある。

① 交通手段の違いによる安全確保
② 交通事故防止のための安全確保
③ 悪天候時や災害等発生時の安全確保
④ 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための安全確保

（３）地域全体で見守る体制の整備等

通学路上の危険から児童生徒等の大切な生命や安全を守るため、学校と保護者、教育委員会、警察や道路管理者、地域の関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、学校周辺や通学路での安全確保に向けた組織的な活動が必要である。

## 3　事故等の発生に備えた安全管理

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した場合には、臆せず躊躇せず迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。

### １　救急及び緊急連絡体制

学校において事故等が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。

また、ＡＥＤについては、正常に使用可能な状態か日常的に確認するなど、適切な管理が必要である。加えて、全教職員が様々な状況等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。

### ２　事故等発生時の対応

（１）校内での事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制

校内で事故等が発生した場合には、原則として、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車等を手配する。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求める。役割を分担して、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。

事後措置としては、引き続き保護者等との連絡・対応を行うとともに、教職員間の共通の理解、児童生徒等への指導、さらには、状況に応じて、ＰＴＡ、警察、報道機関等への対応を行う。また、侵入者による校内外における犯罪発生の際には、児童生徒等の生命や身体の安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。

（２）校外活動時等における事故等発生時の留意点

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全に関する指導の実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

このとき、グループに分かれて活動する場合や児童生徒等が教職員から離れて活動する場合などは、児童生徒等から教職員への連絡方法や引率する教職員から学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

また、あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておくとともに、引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門性の高い者を同行させることが望ましい。

さらに、校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、ＡＥＤを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するなどの対応が必要であるとともに、使用方法等について教職員間で確認しておく必要がある。

万が一、事故等が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。また、児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度で的確な指示を与える。引率責任者は、事故等発生の状況及び対処の概要を学校へ報告する。学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。事故等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

（３）学校への不審者侵入時の対応

学校への不審者侵入事案への対応は、学校内に不審者を侵入させない環境づくりとともに、全教職員が、どこかの学校の出来事ではなく自分の学校でも突然発生し得るという意識を常にもち続けることが重要である。さらに、実際に不審者が侵入した場合に備えた対応を訓練などによりシミュレーションして、教職員一人一人の判断力・行動力を向上させていくことが欠かせない。

学校へ不審者が侵入した場合は、危機管理マニュアルに従って、校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等の避難誘導等、警察等の関係機関や教育委員会への通報・連絡など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である。

（４）登下校時における緊急事態発生時の対応

登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震、豪雨等による自然災害等が想定されるが、例えば登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制については、日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておくことが大切である。

実際に、児童生徒等の通学途中で事故等が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関係機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにする必要がある。

その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって事件・事故等発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。

（５）新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、近年は、スマートフォンやＳＮＳの普及に伴う犯罪被害も顕在化している。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。

## 4　災害発生時の対応

**（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）**

災害発生時に備えた安全管理としては、学校の立地条件（津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域、火山災害警戒地域、洪水浸水想定区域、ＵＰＺ等）や地域の特性を考慮した上で、災害発生時に実際に機能するよう、様々な場面・状況における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、実践的な訓練等を行う必要がある。

### 1　緊急連絡体制の整備

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を円滑に行うため、学校と教育委員会、防災担当部局との間の連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関との連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。

### 2　緊急対応体制の整備

それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。

### 3　避難が必要な場合

災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。実際に災害が起こっている最中に危機管理マニュアルを確認する余裕はない。教育活動として実施する避難訓練とは別に、事前に危機管理マニュアルに基づいた実践的な訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省等に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。

避難の際に必要となる物品等は、すぐに携行できるように準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電の場合に備え、放送以外の方法でも全ての児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく必要がある。

## 5　事後の対応と学校事故対応

### 1　事後の対応

事故等発生後、速やかに児童生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要がある。

（1）安否確認

学校からの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切である。

さらに、児童生徒等だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要がある。

（2）引渡しと待機

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。

①　引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められる。その際、例えば下記のようなことに留意して判断することが必要になる。

【引渡しの判断基準の例】

○　通学路に被害が発生していないか。
○　地域の被害が拡大するおそれがないか。
○　下校の時間帯に危険が迫ってこないか。
○　引き渡す保護者にも危険が及ばないか。

②　引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒等及び保護者と手順を確認しておく。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認も必要である。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前に協議・確認しておくことが求められる。

また、園児や障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

（3）教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要がある。学校は、事故等発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

① 児童生徒等、教職員の被災状況把握

② 施設・設備等の確保

③ 教育活動再開の決定･連絡

④ 教育環境の整備

⑤ 給食提供の再開

※ 計画の作成に当たっては、養護教諭･スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討すること。

（４）避難所としての対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営できる状況を作っておくことが重要である。

## ２ 調査・検証・報告・再発防止

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成２８年３月）では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめている。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて対応することが重要である。

## 6　参考資料等

（１）文部科学省の学校安全ポータルサイトや学校安全参考資料を活用し、学校安全の充実に努めること。

（２）県教育委員会で作成した「防災・安全の手引（二訂版）」、「学校における防災教育指導資料」及び「青森県版防災教育教材ＤＶＤ」を活用するなど、学校における教育活動全体を通じた実践的な防災教育を推進し、児童生徒の防災意識等の一層の向上に努めること。

（３）運動部活動等における事故防止及び安全指導については、県教育委員会で作成した「運動部活動の指針」（平成３０年１２月）も参考にすること。

※文部科学省学校安全ポータルサイト　https://anzenkyouiku.mext.go.jp

※文部科学省「学校安全参考資料」
- ○　第３次学校安全の推進に関する計画（令和４～８年度）
- ○　学校事故対応に関する指針
- ○　学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
- ○　学校の危機管理マニュアル作成の手引
- ○　学校防災マニュアル作成の手引き
- ○　学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
- ○　学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集

※文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

※青森県教育委員会「防災・安全の手引（二訂版）」
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyouiku/e-sports/bousaianzennotebiki_niteiban.html

※青森県教育委員会「学校における防災教育指導資料」
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyouiku/e-sports/bousaisiryou_kyouzai.html

※青森県教育委員会「運動部活動の指針」（平成３０年１２月）
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyouiku/e-sports/undoubukatudou_sisin.html